

緑のトラスト運動ってなに？

埼玉県では、緑のトラスト運動を展開しています。

緑のトラスト運動とは、県民の皆さまから広く寄附を募り、それを資金として土地を取得し、埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を、県民共有の財産として未永く保全していこうという運動です。

現在、14か所のトラスト保全地を取得しています。

トラスト保全地の詳細、地図等は公益財団法人さいたま緑のトラスト協会ホームページを御覧ください。

さいたま緑のトラスト協会 **検索** <http://saitama-greenerytrust.com>



募集要領

作品テーマ

【トラスト保全地の部】<写真部門、動画部門>

緑のトラスト保全地を対象とした、緑豊かな自然環境、自然や生き物と人とのふれあい、保全管理活動の様子など。

【身近な緑の部】<写真部門>

緑のトラスト保全地を除く、埼玉県内にある緑の風景。平地林など里山の風景、屋上・駐車場緑化、緑とのふれあいの様子など。

作品規格等

【両部門】

- ①プロ、アマを問いません。
- ②テーマの趣旨に沿った内容の作品とします。
- ③本人が過去2年以内(平成28年8月以降)に撮影したもので、未発表の作品に限ります。

【写真部門】

- ①カラー写真(2L判)とし、応募は、トラスト保全地の部、身近な緑の部の両テーマ合計で1人4点以内とします。
- ②パソコンで画像加工した写真、合成写真、組写真は不可とします。

【動画部門】

- ①トラスト保全地を対象に撮影した実写のもの。
- ②1つのトラスト保全地を撮影したもの又は、複数の保全地を撮影し、映像をつなげる等の編集を行ったもの。
- ③1つの保全地を撮影したものは2分以内、複数の保全地を撮影したものは5分以内とします。ただし、複数の保全地を撮影したものは、どの保全地を撮影したのかわかるものを映像の中に組み込んでください。
- ④データの記録媒体はCD、DVD、USBメモリとし、ファイルの拡張子はwmv/mov/mpg(mpeg)/aviのいずれか(YouTubeにアップロード可能な拡張子)、応募は1人2点以内とします。

表彰について

【写真部門】「トラスト保全地の部」、「身近な緑の部」各部

- 最優秀賞(埼玉県知事賞) 1点(賞状、副賞 30,000円相当)
- 優秀賞(トラスト協会理事長賞) 2点(賞状、副賞 10,000円相当)
- 優良賞(トラスト協会理事長賞) 3点(賞状、副賞 5,000円相当)
- 佳作(トラスト協会理事長賞) 5点(賞状、副賞 3,000円相当)

【動画部門】「トラスト保全地の部」

- 最優秀賞(埼玉県知事賞) 1点(賞状、副賞 30,000円相当)
- 優秀賞(トラスト協会理事長賞) 2点(賞状、副賞 10,000円相当)

審査発表

平成31年1月中に応募者全員に通知します。

表彰式

平成31年2月に入賞者を表彰します。

入賞作品展示

一定期間展示を行います。また、動画部門の入賞作品はYouTubeにアップロードを行います。

応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入し、写真の裏面、DVDケース等に貼付して埼玉県環境部みどり自然課またはさいたま緑のトラスト協会へ郵送してください。

※応募の際にいただいた個人情報は、埼玉県個人情報保護条例に基づき、適切に管理します。

応募上の注意

【写真部門】

- ①作品の撮影、応募等に係る一切の費用は応募者の負担となります。
- ②入賞作品の著作権は主催者に帰属するものとし、入賞者はネガ(デジタルカメラの場合は、CDなどに拡張子「JPG」で保存したデータ)を県に提出していただきます。
- ③入賞作品はトラスト運動の広報、彩の国みどりの基金事業の広報等に使用することがあります。
- ④作品に人物が含まれる場合は、肖像権の侵害とならないよう、必ず本人の了解を得てください。
- ⑤応募作品は返却いたしません。
- ⑥この要領に違反した場合やマナーに反する方法(樹木の伐採、立入禁止区域からの撮影等)で撮影された作品は、失格となります。入賞作品発表後に発覚した場合でも、受賞を取り消し、副賞の返還を求めることがあります。

【動画部門】

- ①作品の撮影、応募等に係る一切の費用は応募者の負担となります。
- ②応募作品の著作権は製作者である応募者に帰属します。ただし、主催者が行う次の行為について、無償での使用を了承していただきます。
 - (1)トラスト運動の普及啓発等のため、応募作品をそのままの状態もしくは一部編集した状態でYouTubeにアップロードを行うこと。
 - (2)トラスト運動の広報、イベント等において使用すること。
- ③作品に人物が含まれる場合は、肖像権の侵害とならないよう、必ず本人の了解を得てください。
- ④作品内で使用する音楽等は著作権処理が必要のないものを使用するか、権利者の許可を得て使用し、許可を得たことを証明する文書等を応募の際に添付してください。
- ⑤応募作品に関し第三者の権利侵害が認められた場合、その他の問題が発生した場合、主催者は一切の責任を負わず、その責任は応募者自身がすべて負うものとします。
- ⑥未成年者は保護者の同意を得た上で応募してください(未成年者からの応募については、保護者の同意の上で応募されたものとみします)。
- ⑦応募作品は返却いたしません。
- ⑧この要領に違反した場合やマナーに反する方法(樹木の伐採、立入禁止区域からの撮影等)で撮影された作品は、失格となります。入賞作品発表後に発覚した場合でも、受賞を取り消し、副賞の返還を求めることがあります。

応募作品の送付及び問い合わせ先

埼玉県環境部みどり自然課
〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3-15-1
TEL 048-830-3150(直通)
FAX 048-830-4775
E-mail a3140-11@pref.saitama.lg.jp

公益財団法人さいたま緑のトラスト協会
〒330-0063
さいたま市浦和区高砂3-12-9埼玉県農林会館内
TEL 048-824-3661
FAX 048-832-0292
E-mail main@saitama-greenerytrust.com

複数点応募の場合は、応募用紙をコピーしてお使いください。また、応募用紙は、県のホームページからもダウンロードできます。

さいたま緑のトラスト写真・動画コンクール応募用紙

作品の裏、ケースに貼付してください。

ふりがな	年齢			歳	未成年者の場合、保護者の同意	有	無	
氏名	職業							
住所								
電話番号	撮影日		平成 年 月 日					
			※動画部門は撮影開始日					
作品名								
トラストの部 撮影場所 番号に○ ※動画部門は 複数選択可	1 見沼田圃	2 狭山丘陵	3 嵐山溪谷	4 飯能河原	5 山崎山	6 加治丘陵	7 小川原家	8 高尾宮岡
	9 堀兼・上赤坂	10 浮野の里	11 黒浜沼	12 原市の森	13 無線山・KDDIの森	14 藤久保の平地林		
身近な緑の部 撮影場所	(例)○市□□町 △△公園							